

農業農村整備事業予算の復元を求める意見書

世界的に食料需給が構造的に逼迫する中、日本の低い食料自給率が大きくクローズアップされ、消費者の安全・安心な食料に対する関心が高まり、県民の「農業」に対する期待が大きく膨らんできている。

こうした中、国においては農業の再生や食料自給率の向上を目指し、「戸別所得補償制度」の導入や、「新たな食料・農業・農村基本計画」の展開により、将来にわたって豊かな食生活や農業・農村を守っていくとされ、これまでの農業政策が大きく転換されようとしている。

一方、本県においては、命の源の舞台となる農山漁村での公共事業が、「徳島県農林水産基本計画」に定める「食料の安定供給」や、「とくしまブランド戦略の推進」に不可欠な「生産基盤の整備」、「魅力ある農山漁村づくり」を支える「生活環境基盤の整備」に重要な役割を果たしており、本年度の大幅に削減された予算の中においては、中山間地域を多く抱える本県に与える影響は計り知れないものがある。

また、社会資本整備の遅れている地方にとっては、定住条件の向上を図り、地域の生活基盤を整備し、地域を支えるという面からも必要不可欠な事業である。

よって、国においては、「着実な農林水産業の振興」と地域の「経済・雇用」を守るため、次の事項について、格別の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 農業農村整備事業予算を復元すること。
 - 2 農山漁村地域整備交付金の配分に当たっては、中山間地域を多く抱え、財政力が弱く、社会資本整備の遅れている地方に、より手厚く配分するとともに、農山漁村地域整備計画に盛り込んだ事業を計画的に整備するため、必要な予算の確保を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年7月2日

徳島県議会議長 藤 田 豊